

岡山県岡山国際交流センター

指定管理者募集要項

令和3年8月

岡山県県民生活部

岡山県岡山国際交流センター指定管理者募集要項

1 施設の概要

- (1) 名称 岡山県岡山国際交流センター(以下「センター」という。)
- (2) 所在地 岡山市北区奉還町二丁目2-1
- (3) 開館 平成7年6月24日
- (4) 設置目的 県民と外国人との相互理解を深め、交流を推進し、地域の国際化を図る。
- (5) 業務
 - ア 国際交流に関する活動の推進
 - イ センターの施設及び設備(以下「施設等」という。)の提供
 - ウ 国際交流に関する情報の収集及び提供
 - エ その他センターの目的の達成に必要な業務

※詳細は、「岡山県岡山国際交流センター指定管理者業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)参照。

(6) 施設概要

- ア 敷地面積 1,518㎡
- イ 延床面積 6,757㎡ (パスポートセンターを含む。)
- ウ 構造及び階数 鉄骨鉄筋コンクリート造/地上8階、地下2階

(7) 利用状況等

施設利用者数 (情報相談コーナー、パスポートセンター利用者を含む。)
令和元年度 188,317人 令和2年度 94,338人

2 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、岡山県岡山国際交流センター条例(平成7年岡山県条例第7号。以下「条例」という。)、岡山県岡山国際交流センター条例施行規則(平成7年岡山県規則第36号。以下「規則」という。)、指定管理者の指定の申請等に関する規則(平成17年岡山県規則第134号。)及び「業務仕様書」に規定するとおりとする。

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務は次のとおりとする。なお、具体的な管理業務については、「業務仕様書」を参照すること。

- (1) 施設等の利用等の許可に関すること。
- (2) 施設等の維持管理に関すること。
- (3) 1の(5)の業務の実施に関すること。
- (4) 利用者アンケートの実施及び岡山県クール・エコ・オフィスプランに沿った環境負荷低減の取り組み、その他センターの運営に関すること。

4 指定管理者の指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

5 指定管理料及び利用料金に関する事項

(1) 指定管理料

ア 施設の管理運営に要する経費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

今回公募する期間(5年間)における指定管理料の限度額は、200,000千円(消費税及び地方消費税を含む)であり、年額は40,000千円(消費税及び地方消費税を含む)である。当該限度額及び年額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものであり、当該税相当額は、当該限度額及び年額の110分の10に相当する額である。

なお、岡山県岡山国際交流センター収支予算書(様式3)において、限度額を超える指定管理料収入見込額で申請した場合は失格とする。

イ 指定管理料の額は、県が提示する指定管理料を上限として、指定管理者が応募に当たり提示した金額の範囲内で、県と指定管理者が締結する協定において定める額とする。ただし、包括協定の締結後に消費税率等に変更があった場合においては、アの指定管理料の限度額及び指定管理者が応募に当たり提示した金額にかかわらず、変更後の消費税率等の税率を勘案して、指定管理料の額を改定するものとする。

ウ 指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容の変動、消費税率等を踏まえ、年度ごとに締結する協定(以下「年度協定」という。)により定めるものとする。

なお、指定期間中に利用料金基準額の改定をする場合があり、その場合、改定内容を踏まえ、指定管理料の額を定めるものとする。

エ 指定管理者が管理の業務を実施するため、指定管理料により自らが取得した物品等は、原則として、県に帰属するものとする。

オ 指定管理料は、災害の発生など特別な場合を除き、原則として増額しない。

カ 年度協定で限度額を定める修繕(P11「12 リスク分担に関する事項」)に定める県が行う大規模な修繕以外の修繕(以下「小規模修繕」という。)(業務仕様書P5(2)エ参照)に要する経費において生じた剰余金については、県に返還するものとする。

また、管理運営業務に係る収支決算の結果、剰余金が生じた場合には、当該剰余金の額の2分の1に相当する額を、県へ納付することとする。ただし、当該収支決算の結果、不足金が生じた場合には、県は指定管理料の増額を行わない。

キ 指定管理料は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに支払うものとする。支払の時期・方法については、別途協定書において定めることとする。

(2) 利用料金

ア センターは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項の規定に

よる利用料金制を採用するので、指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金を自らの収入として収受し、施設の管理運営等に要する経費に充てるものとする。

イ 利用料金の額は、条例第9条第2項の規定により、指定管理者が知事の承認を受けて設定するものとする。

ウ 指定管理者は、規則の規定に基づいて知事の承認を得て基準を設け、利用料金を減免するものとする。また、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、県と協議の上、承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

エ 条例第9条に定める利用料金基準額は、指定期間中に改定する場合がある。

改定した場合の利用料金の額の再設定等必要となる事項については、別途協定書で定めるものとする。

(3) 区分経理及び管理口座

指定管理者の業務に係る会計は、指定管理者となる法人等の他の事業の会計と区分して経理するとともに、専用の口座で管理すること。

6 応募資格

(1) 応募資格

応募資格は、次のとおりとする。

ア 岡山県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により岡山県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤ 岡山県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑥ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店または主たる事務所所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

ウ 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- ② 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- ③ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 複数の法人等での共同応募

複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、次の事項に留意すること。

ア グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定の上、指定申請の際にグループを構成したことを証する書面を提出すること。

この場合、代表となる法人等は、当該グループにおける責任割合が最大であることを要件とする。

イ 当該グループの全構成員が(1)の応募資格を有する必要があること。

ウ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で、この募集要項により指定管理者の指定を申請することはできないこと。

エ 応募に関する事務は、すべて代表となる法人等の代表者を通じて行うこと。

また、県が当該代表者に対して行った行為は、当該グループの全構成員に対して行ったものとみなすこと。

7 指定の申請の方法

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 令和3年8月13日(金)から令和3年10月11日(月)まで(休日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 岡山市北区内山下二丁目4-6 岡山県庁8階
岡山県県民生活部国際課

ウ 配布方法 配布期間内に事務担当窓口で直接受け取ること。
郵送を希望する場合には、あて先を明記し、250円分の切手を貼った返信用封筒(角形2号(A4サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの))を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便でアの期間内にイの場所へ請求すること。

※国際課ホームページからダウンロードすることができる。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/19/>

(2) 募集説明会(現地説明会)

ア 開催日時 令和3年8月27日(金) 14:00～

イ 開催場所 岡山市北区奉還町二丁目2-1
岡山国際交流センター 5階会議室3

ウ 内 容 募集要項、業務仕様書等の説明及び対象施設見学

エ 留意事項

- ① 募集要項、業務仕様書、参考資料を持参すること。
- ② 参加者多数の場合など、日時・場所を変更することがある。
- ③ 参加できる人数は、一法人等につき、2名以内とする。(共同応募の場合は、グループで2名以内とする。)

(3) 募集説明会への参加手続き

説明会への参加を希望する法人等は、説明会参加申込書(様式A)に所定事項を記載の上、持参、メール又はファクシミリにより申し込むこと。

なお、ファクシミリにより申し込みを行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認をすること。

ア 申込期間 令和3年8月13日（金）から令和3年8月25日（水）まで
（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 申込場所 岡山市北区内山下二丁目4-6 岡山県庁8階

岡山県県民生活部国際課

電話番号 086-226-7284

ファクシミリ番号 086-223-3615

メールアドレス kokusai@pref.okayama.lg.jp

（メールの表題に「指定管理者の件」と記載すること。）

（4）質問事項

質問がある場合は、質問事項を記載した書面（様式B）を持参、メール又はファクシミリにより行うこと。電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。

なお、ファクシミリにより行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認をすること。

ア 受付期間 令和3年8月13日（金）から令和3年9月17日（金）まで
（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 受付場所 岡山市北区内山下二丁目4-6 岡山県庁8階

岡山県県民生活部国際課

電話番号 086-226-7284

ファクシミリ番号 086-223-3615

メールアドレス kokusai@pref.okayama.lg.jp

（メールの表題に「指定管理者の件」と記載すること。）

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答を取りまとめ、令和3年9月24日（金）までを目途に国際課ホームページにおいて公表する。

（5）現地説明会以外の施設見学

現地説明会以外の日で、センターを視察・見学する場合は、あらかじめ、岡山県県民生活部国際課へ連絡し、指定された日時に行うこと。

（6）指定申請書の受付

指定申請を行おうとする法人等は、申請に当たって、次に掲げる書類を提出すること。

なお、審査の過程で追加資料の提出を求められることがある。

ア 指定申請の提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 収支予算書（様式3）
- ④ 法人等の概要（様式4）
- ⑤ 本事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

- ⑥ 前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録
 - ⑦ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - ⑧ 法人にあっては、法人の登記事項証明書
 - ⑨ 役員名簿（様式5）
 - ⑩ 欠格事由に該当しない旨の申立書（様式6）
 - ⑪ 誓約書（様式7）
 - ⑫ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）完納証明書
 - ⑬ 税務署が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書
 - ⑭ グループ構成員表(様式8)(グループを構成して応募する場合)
 - ⑮ グループ協定書(様式9)(グループを構成して応募する場合)
- イ 提出部数 正本1部・副本10部(副本は複写可とする。)
- ウ 受付期間 令和3年8月13日(金)から令和3年10月11日(月)まで
(休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- エ 提出場所 岡山市北区内山下二丁目4-6 岡山県庁8階
岡山県県民生活部国際課
- オ 提出方法 持参又は郵送によること。なお、郵送による場合は、書留郵便による。(令和3年10月11日(月)必着)

8 指定管理者の審査基準及び配点

選定基準	審査項目	審査内容(審査の視点)	配点
住民の平等な利用を確保することができるものであること。	管理運営の基本方針	(公の施設としての設置目的への理解) ・施設の設置目的と施設のあり方を理解しているか。	5
		(今後の管理運営の方向性) ・センターの管理運営について、現状把握が適切になされ、今後の運営の方向性が示されているか。	5
		(小計)	10
センターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	(人員の配置計画) ・適正な管理運営を行うことができる職員構成や職員配置となっているか。 ・施設管理運営に関する知識と経験を有する職員が配置される計画となっているか。	5
		(施設機能の充実) ・情報コーナー、図書資料室等公的サービスの提供のための施設の運営にあたり、その機能が最大限発揮される計画となっているか。 ・貸し施設の運営は、その機能が最大限発揮される計画となっているか。	10
		(サービス向上を図るための具体的な方針と期待される効果) ・質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 ・利用者等のニーズを把握し、それを反映する取組がなされるか。	10
		(利用促進に向けた方策) ・施設の利用促進に向け、具体的な方策等を有しているか。 ・施設を利用してみたいと思わせる工夫があるか。	5
		(小計)	30
		危機管理に関する取組	(災害等緊急時の対応、事故防止の取組や事故発生時の対応) ・災害及び緊急時における対応の方策が確保されているか。(施設の安全点検計画の策定など) (個人情報保護、秘密漏洩防止、情報管理の対応) ・個人情報保護対策、秘密漏洩防止措置など情報管理体制は万全か。 (利用者からの苦情) ・利用者からの苦情に対し、適切に対応できる方策が確保されているか。
(小計)	10		

選定基準	審査項目	審査内容(審査の視点)	配点
	効率的な管理運営に関する取組	(指定管理料の要望額) ・ 指定管理料上限額に対し、収支予算書の指定管理料見込額は妥当か。	5
		(収支計画の妥当性、実現の可能性) ・ 収支計画の積算は妥当か。管理運営計画との整合性は図られているか。	5
		(効率的な維持管理計画) ・ 適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。 ・ 効率的に管理運営し、経費の削減、利用料金の増収に取り組む内容であるか。	5
		(小計)	15
事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。	申請者の管理運営体制	(組織体制) ・ 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的な体制があるか。 (類似施設の管理実績) ・ 類似施設の管理の実績は十分か。	10
	法令等の遵守状況	(労働法令その他の関係法令等の遵守の状況) ・ 労働法、消防法などの規定を遵守する内容となっているか。	
	申請者の経理的基礎	(申請者の経営状況、財務体質、事業実績) ・ 経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。 ・ 指定期間中に経営が破綻する恐れはないか。	10
		(小計)	20
センターの業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合すること。	指定事業、企画・提案事業の実施	・ 県が登録する災害救援専門ボランティア(翻訳、通訳)及び地域共生サポーターに係る研修は適正な研修内容であるか。また、災害時には、国際交流センター内に災害時多言語支援センターを設置し、支援活動をする能力を有しているか。	15
		・ 企画・提案事業は、国際化施策推進方針に係る事業の推進方針に沿った事業内容となっているか。	
		(小計)	15
		(合計)	100

9 指定管理者の候補の選定

(1) 選定委員会の設置

指定管理者候補を選定するため、有識者等6名程度で構成する「県民生活部指定管理者候補選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 資格審査

申請書類の提出時に、岡山県県民生活部国際課において、応募資格の適否について確認を行う。資格がないと認めた者に対しては、その旨及び選定委員会で審査を行わないことを通知する。

(3) 申請者によるプレゼンテーション

申請者による公開プレゼンテーションを実施する。

公開プレゼンテーションの時期等については、別途申請者に通知する。

(4) 選定委員会による審査

選定委員会は、前記「8 指定管理者の審査基準及び配点」により審査を行い、原則として、各委員の採点の合計点が最高の者を指定管理者の候補とする。

ただし、県が求めるサービス水準を確保するため、審査基準のうち「管理運営の基本方針」に係る項目について、各選定委員の採点の合計点が満点の6割未満の場合には、選定委員会において2次審査を行い、当該申請者が施設の設置目的を達成できないと判断した場合は失格とする。

(5) 選定結果の通知等

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、選定結果等を岡山県のホームページに掲載する。

(6) 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、岡山県議会における議決を経た後に指定管理者に指定される。

10 協定書の締結

議会で指定管理者の指定及び予算が議決された後において、管理運営の開始までの間に、県は指定管理者と協議の上、施設の管理運営に係る具体的な項目について、協定を締結する。

協定については、指定期間全体に関する包括的な協定（以下「包括協定」という。）と各年度ごとに締結する協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

11 管理継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由によりセンターの管理業務を継続することが困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合は、県は、指定管理者に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

イ 指定管理者が管理業務の改善等に関する指示に従わないときや指定管理者の責めに帰すべき事由によりセンターの管理業務を継続することが困難となったときなどには、県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務

の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

ウ 県が、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、県は、指定管理料の全部又は一部の支払いを行わず、既に支払った指定管理料の全部又は一部を返還させるとともに、県に生じた損害の賠償を指定管理者に請求することができるものとする。

エ 指定管理者が指定の取消し等により、次期指定管理者へ管理業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なくセンターの管理業務を遂行できるよう必要な対応を行うものとする。

(2) 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、県、指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

(3) 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、指定管理予定候補者として、次点候補者と施設の管理に関する協議を行うことがある。

12 リスク分担に関する事項

県と指定管理者の間におけるリスク分担の方針は、次表のとおりとする。

なお、次表に定める事項で疑義がある場合又は次表に定めのないものについては、県と指定管理者が協議の上決定することとする。

種 類	内 容	県	指定管理者
施設・設備の 損傷	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化によるもの		
	①大規模な修繕（1件が1,000千円以上であって、県が経費を負担するもの）	○	
	②①以外のもの		○
物価変動等	人件費、物品費等の物価変動又は金利変動に伴う管理運営経費の増		○
法令又は税制 の変更等	施設管理運営に影響を及ぼす法令又は税制変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更又は定例的な変更		○
第三者への賠償	①指定管理者の管理瑕疵に起因するもの		○
	②①以外の事由によるもの	○	
保険の加入	利用者等に係る保険の加入		○
周辺地域及び 住民への対応	①指定管理者の業務に関するもの		○
	②①以外のもの	○	

13 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用する
ことがある。
- (3) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、岡山県行政情報公開条例(平成8年岡山県条例第3号)及び岡山県個人情報保護条例(平成14年岡山県条例第3号)に基づく開示の請求の
対象となる。
- (5) 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- (6) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

14 問い合わせ先

郵便番号 700-8570

岡山市北区内山下二丁目4-6

岡山県県民生活部国際課(担当:林、影山)

電話番号 086-226-7284

ファクシミリ番号 086-223-3615

メールアドレス kokusai@pref.okayama.lg.jp

(メールの表題に「指定管理者の件」と記載すること。)

ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/19/>